

議員全員協議会会議録

平成26年10月31日

宮古市議会

平成26年10月宮古市議会議員全員協議会会議録目次

(10月31日)

| | |
|----------|----|
| 議事日程 | 1 |
| 出席議員 | 2 |
| 欠席議員 | 2 |
| 議会事務局出席者 | 2 |
| 開 会 | 3 |
| 協議事項(1) | 3 |
| 協議事項(2) | 8 |
| 協議事項(3) | 10 |
| 協議事項(4) | 12 |
| 閉 会 | 12 |

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 平成26年10月31日（金曜日） 午前10時00分
場 所 議事堂 本会議場

○

事 件

〔協議事項〕

- (1) 宮古市総合計画基本構想（修正案）及び後期基本計画（素案）について
- (2) 議会報告会について
- (3) 被用者年金制度の一元化に伴う議員報酬等について
- (4) その他

出席議員（28名）

| | | | |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番 | 今村正君 | 2番 | 小島直也君 |
| 3番 | 近藤和也君 | 4番 | 佐々木清明君 |
| 5番 | 白石雅一君 | 6番 | 鳥居晋君 |
| 7番 | 中島清吾君 | 8番 | 伊藤清君 |
| 9番 | 内館勝則君 | 10番 | 北村進君 |
| 11番 | 佐々木重勝君 | 12番 | 須賀原千工子君 |
| 13番 | 高橋秀正君 | 14番 | 橋本久夫君 |
| 15番 | 古館章秀君 | 16番 | 工藤小百合君 |
| 17番 | 坂本悦夫君 | 18番 | 長門孝則君 |
| 19番 | 佐々木勝君 | 20番 | 落合久三君 |
| 21番 | 竹花邦彦君 | 22番 | 松本尚美君 |
| 23番 | 坂下正明君 | 24番 | 茂市敏之君 |
| 25番 | 藤原光昭君 | 26番 | 田中尚君 |
| 27番 | 加藤俊郎君 | 28番 | 前川昌登君 |

欠席議員（なし）

議会事務局出席者

事務局長 上居勝弘
主任 菊地政幸

次長 佐々木純子

開 会

午前10時00分 開会

○議長（前川昌登君） おはようございます。

ただいまから議員全員協議会を開会します。

ただいままでの出席は28名でございます。会議は成立しております。

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

○

協議事項（1） 宮古市総合計画基本構想（修正案）及び後期基本計画（素案）について

○議長（前川昌登君） 協議事項の1、宮古市総合計画基本構想（修正案）及び後期基本計画（素案）についてですが、この件につきましては、各常任委員会で、それぞれ所管する政策について検討していただきました。大変ご苦労さまでした。

それでは、各委員長から委員会の意見につきまして説明願います。

初めに、総務常任委員会より説明願います。

竹花総務常任委員長。

○総務常任委員長（竹花邦彦君） 宮古市総合計画、後期基本計画（素案）に係る総務常任委員会の協議及び取りまとめ意見の内容について報告をいたします。

総務常任委員会の所管につきましては、部門別計画の基本施策Ⅰ、三陸沿岸地域の拠点都市としての基盤形成、施策3. 公共交通の確保と充実、5. 情報通信基盤の充実。基本施策Ⅲ、安全で快適な生活環境づくり、施策1. 防災・危機管理体制の充実、2. 災害記憶の伝承、3. 消防・救急体制の充実。基本施策Ⅴ、交流と連携による地域づくり、施策3. 地域間交流の推進。さらに、基本施策Ⅶ、新しいまちにふさわしい行財政運営の推進、施策1から4の全般でございました。

また、後期基本計画（素案）で新たに章が起こされた第Ⅲ章、定住促進に向けた取り組みについても議論を行ったところであります。

別紙で、各委員会からの意見が資料として配付をされておりますことから、総務常任委員長、私からの報告説明は、主要な点のみとさせていただきますので、ご了解を願います。

最初に、第1編総論の第Ⅲ章、定住促進に向けた取り組みについて報告をいたします。

定住促進策の推進につきましては、第1の現状と課題の中で、人口減少抑制に向けて定住促進策の推進を図る必要性が述べられております。しかし、第2の定住促進の基本的な考え方では、Iターン、Uターンなどの移住人口の増加に触れられておらず、人口減少抑制という視点に立てば、移住人口の増加を図ることも、基本的な取り組みに加えるべきではないかとの考えから、資料記載のとおり、さらに、Iターン、Uターンなどの移住人口の増加を図る施策を推進しますと追加をすべきものとしたところでございます。

第2編部門別計画であります。

Iの三陸沿岸地域の拠点都市としての基盤形成、施策の3. 公共交通の確保と充実についてであります。施策の方向の一つとして市民の利便性の向上と定住促進を図るため、交通事業者との連携が述べられておりますけれども、市民が使いやすい公共交通の確保充実には地域住民が参加をする協議会組織での議論と、具体化が必要であるとの考え判断から、これを盛り込み追加をいたしましたものであります。

また、基本事業にバス路線の確保、充実と利用促進では、きめ細かな路線ルートの設定が可能になるバスの小

型化や、市内中心部での循環バスの導入による路線バス利用促進を追加したものでございます。

5. 情報推進基盤の充実につきましては、ラジオ電波が届かない地域も現実に存在をしていることから、これの解消にも取り組むべきと明記をいたしたものでございます。

それ以外の基本施策Ⅲ、安全で快適な生活環境づくりの1. 防災・危機管理体制の充実、2. 災害記憶の伝承、基本施策Ⅶ、新しいまちにふさわしい行財政運営の推進の1. 行財政運営の効率化につきましても、当常任委員会として、それぞれ資料に記載のとおり修正意見の追加を行ったところでございます。

これらについては、配付をされた資料をごらんをいただきたいと思います。

以上、総務常任委員会からの報告説明といたします。

○議長（前川昌登君） それでは、教育民生常任委員会より報告願います。

坂本教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（坂本悦夫君） 教育民生常任委員会は、10月23日に10時から午後3時まで総合計画について上乗せすることがあるのか、追加したい答えがあるか、文章を修正したいことがあるか等について検討をしました。意見があったところを、簡単に説明させていただきたいと思います。

基本計画の70ページの防犯体制の充実について、現状と課題に危険ドラッグがうたわれておりません。最近どうも危険ドラッグについて、死亡者がふえていることから、決して対岸の火事ではないということで、危険ドラッグ等の事項を加えたほうがいいのではないかとということです。

もう1つは、71ページの刑犯の目標指数ですけれども、平成31年度の目標値を171件というふうに書いてありますけれども、この171件ということは、目標値に犯罪件数を入れることはいかかなものか、170件だったらいいのかという疑問がもたれますので、170件を170件以下とすべきではないかということでございました。

次に、83ページの自然環境の保全ですけれども、これも自然環境だけをうたっておりますので、自然環境の中では、環境、景観も大事だと、なおかつ生態系の保全も大事なのでこれを追記すべきだと、景観と生態系を追記すべきではないかということでした。

それから、86ページの循環型社会の形成ですけれども、ここでは基本事業2でごみの減量化と資源化の推進で、3Rで取り組んでいくということなんですが、この3Rというのは、リデュース（減らす）リユース（再利用）リサイクル（再利用）のこの3Rなんですが、最近では各自治体で1つ加えて4Rで循環型社会をつくろうという動きになっております。4Rというのは、従来の3Rにリフューズを1つ加えるということなんです。このリフューズというのは、簡単に言うと、不要な物とか、余計な物は要りませんと断ることなんです。例えば、買い物の時にマイバックを利用すれば、レジ袋は使わなくて済むということですので、宮古市は4Rで促進すべきではないかということでありました。

次に、91ページのここには、田老診療所が無床で現在診療していることが明記されていないので、きちっと現在無床で診療しているということ、注釈で明記すべきだということでありました。

次に、99ページの高齢者福祉の充実ですが、ここでは、基本事業の生活支援のサービスの充実ですが、ここに一人暮らしの高齢者ということだけでうたっていますので、一人暮らしの高齢者だけではなくて、日中一人になってしまう高齢者も含むべきだと、括弧して高齢者の後に日中一人になってしまう高齢者も含むべきだということでもあります。

それから、121ページの学校教育の充実ですが、ここには、心の教育というふうになっております。心の教育というのがどういう教育なのかわかりませんが、例えばあることを教育したときに、受け取り方は一人一人

違うと思います。多様な価値観があるわけですから、一つの価値観を押しつけることにならないように一人一人の受け取り方を尊重して、育てることが大事だと。教育そのものだけでなく、育てることが大事だということで、心の教育を、心を育てる教育としてはどうかということです。

もう一つ、128ページですが、スポーツ・レクリエーションの振興に関してです。ここでは、競技スポーツを主に述べております。競技スポーツだけではなくて、生涯スポーツの位置づけも大事でありますので、競技スポーツと生涯スポーツを使い分けて、きちっと生涯スポーツを位置づけてうたうべきだということです。

次に、130ページから131ページの文化の振興ですけれども、ここに心の復興と書いてありますけれども、具体的にどういうことなのかよくわからないので、心の復興の注釈を追記して欲しいということです。

教民は以上です。終わります。

○議長（前川昌登君） 次に、経済常任委員会より報告願います。

佐々木経済常任委員長。

○経済常任委員長（佐々木 勝君） それでは、経済常任委員会の報告をさせていただきます。

10月22日10時から午後3時半まで協議を行いました。

まず、計画書の32ページ、農業の振興の項目ですけれども、施策の方向の中に、鳥獣による農作物被害防止対策に関する事項を追加すべきということが意見として強く出されました。

次に、林業の振興の、ページで35から37ページになりますけれども、一番わかりやすいのは、35ページの中段になりますけれども、木質ペレットやまき、や、まきという字が追加になっておりますけれどもこれが紛らわしいということで、まきは漢字の薪にしたほうがはっきりするんじゃないかという意見が出されました。

次に、水産業の振興でございますけれども、40ページです。施策の方向の中で、漁業協同組合組織の強化に取り組むというのは、表現が少しまずいのではないかと。漁協そのものを強化するという意味はどういうことなのかということから、漁業協同組合への支援、指導等の強化に取り組むとすべきという意見が出されました。

次に、工業の振興でございます。43から45ページになりますけれども、工業専用地域の現状と課題及び施策の方向性をより明確にすべき。前期計画より後退した計画となっているのではないかという意見が強く出されました。そして、45ページ、基本事業2の工場適地の基盤整備に努めますは、工業適地の基盤整備を実施しますなどという強い表現にすべきと。これは、直近の一般質問の答弁の中にも見られますけれども、やるという答弁はいただいておりますけれども、こういった計画書が、基本計画の中には盛り込まれていないということで、努めますという努力目標でなくてはっきり実施しますという形に言い切ったほうがいいということになりました。

そして、観光の振興でございます。50から51ページになりますけれども、これは、文言、三陸復興道路という表現がしきりに使われておりますけれども、正式には三陸沿岸道路ということで、これは文言を統一すべきということになりました。

そして、港湾の利用促進でございます。56から58ページ。これは、前期計画を見ても宮古港は重要港湾という表現が全然ないわけですがけれども、宮古港は重要港湾という認識を強めるためにも、宮古港は重要港湾であることを明記すべきということで意見が統一しました。それで、56、57ページになりますけれども、施策の方向及び基本事業にカーフェリーの誘致を明記すべきということで、皆さんの意見が統一されております。後は、56ページについては、50、51ページでも、三陸復興道路という表現ではなくて三陸沿岸道路に統一すべきという意見でございました。

以上が経済常任委員会からの報告でございます。

○議長（前川昌登君） 次に、建設常任委員会より報告願います。

高橋建設常任委員長。

○建設常任委員長（高橋秀正君） それでは、建設常任委員会の協議の事項、委員会からの意見の状況等説明します。

総論の定住化促進に向けた取り組み、3番の目標指標及び目標値、14の3ページなんですけど、目標指標及び目標値は17年度の国勢調査をもとにしていると。この間、23年度には大地震もあり、定住者移行ではなく人口で示すべきではないかという意見が出ております。

それから、次のページなんですけど、都市間道路交通網の形成です。15ページ。現状と課題に東日本大震災だけでなく、豪雨等の災害対応についても記述すべきという意見が出ております。同じく、課題の東日本大震災と同様の災害が発生した場合でも、津波・浸水の被害を受けずという表現は見直したほうがよいのではないかとこの意見が出ております。

16ページなんですけど、施策の方向に三陸沿岸道路への休憩施設の設置に関する事項を加えるべきという意見が出ております。

それから、17ページ、目標指標の目標値の事業化、早期完成に31年度時点の進捗率や完成予定年度を加えられないかという意見が出ております。

2段目の市内道路交通網の形成なんですけど、20ページ、市内幹線道路に注釈、路線名あるいは説明等を加えるべきではないかという意見が出ています。まあ言ってみれば、どこかわかんねえということです。

それから、その下の課題の交差点、狭隘区間、幅員の拡幅及び急カーブの解消は、緊急車両、一般車両の共通の課題ではないか。課題を統合してもよいのではないかとこの意見が出ております。

3-4ページなんですけど、Ⅲ番目の安全で快適な生活環境づくり、7番の住環境の整備、74ページからなんですけど、公営住宅の管理を民間委託も含め検討することを加えるべきとの意見が出ております。それから、同じく定住化に資するための公営住宅のあり方について記述すべきという意見が出ています。

8番の安全・安心な水の供給、77ページなんですけど、簡易水道も含め全体の管理の効率化を図るため、民間委託も含め検討することを加えるべきという意見が出ております。

その他は素案のとおりです。以上です。

○議長（前川昌登君） これで、各常任委員会からの説明が終わりました。

部門別計画につきましては、各委員会に委任しておりますが、特にご質問があれば、挙手願います。

竹花委員長。

○総務常任委員長（竹花邦彦君） すみません。少し補強させていただきます。

きょう配付されている資料の1ページ、総論の定住促進に向けた取り組みについて、先ほど、Iターン、Uターン等のいわば移住人口の増加を図る施策を加えるべきだというふうに申し上げました。その観点から、いわば1ページの定住促進の取り組みの視点というところで、施策の中に、素案では快適に暮らせる環境づくりで良質な宅地の供給というふうにありますけど、そういう意味では、当然定住人口の、いわば移住人口等の増加を伴う場合は、住まいも大きな課題になるという観点から、宅地の供給だけではなくて良質な住まいも加えて、良質な住まいと宅地の供給とすべきではないかというふうに総務常任委員会としては判断したところですので、このことについても、すみませんが、補強をして報告とさせていただきます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番(田中 尚君) 部門別計画のページ数4分の2、経済常任委員会の所管でありますけれども、この中の港湾の利用促進、宮古港は重要港湾であることを明記すべきというふうな記載になっておりますが、もうちょっと詳しく、ここの記載を必要とするいわば意味が私ちょっとよく理解ができませんが、といいますのは、現状では宮古港の重要港湾は、本来の意味では重要港湾のいわば基準を満たしていない、したがって、実態からいったらもう重要港湾とはいえないような現実があるんだというふうに私は認識をしておりますが、あえてここでこういうふうなことが出た内容あるいは議論の背景等々お尋ねしたいと思います。

○議長(前川昌登君) 佐々木委員長。

○経済常任委員長(佐々木 勝君) そういう実態にあるというのは、委員会の中でも話されました。ただ、だからといって、みずから重要港湾ではないと認めるような表現、重要港湾であるという表現を除くということは、それをみずから認めることになるのではないかとということで、あえてそれを目標、重要港湾としての性格を維持するがための目標ということにもなりますけれども、あえてここは強く、重要港湾であるということを認識をすることを含めて、明記すべきという意見でこういう形になったものでございます。

○議長(前川昌登君) 田中議員。

○26番(田中 尚君) 重要港湾の取り消しを受けたわけではないですよ。従って、現実今、宮古市に必要なのは港湾利用の機能促進をどうやっぱり図るか、ここに尽きるわけで、その部分で果たして成果が上がっているのかということではいろいろ議論があろうかと思いますが、私はそういうことを考えると、あえて市の認識が、もう現状も含めて重要港湾でないんだという認識をしているようにその開発計画が書かれているというふうな意味合いのお答えに伺ったわけですが、ちょっと私はいかがなものかなと思っております。

重要港湾であることの実態には変わらないわけでありまして、そのことを踏まえて、国のほうから宮古市の指定を取り消しますということでも生まれているのであれば、またその時の対応でそれはできることでありまして、いずれにしても実態は、やっぱり港湾利用の実績を上げることに尽きるわけでありまして、そういった意味であえて文言で重要港湾を入れるべきだというのは、いかがなものかなということを私は考えております。

以上です。

○議長(前川昌登君) この件については、何かご意見ありますか。

佐々木委員長。

○経済常任委員長(佐々木 勝君) 常任委員会の統一した考えとすると、やっぱりそういう状況にはあるわけですが、それを目指して努力すべきということで、あえて重要港湾という、前期にも入っていなかった文言でございますけれども、性格づけは、岩手県では宮古港はカーフェリー中心にという形での方向性は示されて、まだ実績はないわけですが、それを目指して努力しなければならないということで、あえて重要港湾という文言をつけ加えたほうが良いということでの記載でございます。

○議長(前川昌登君) 田中議員。

○26番(田中 尚君) 率直に言いますと、岩手県は久慈から始まりまして、宮古、釜石、大船渡ということで、全国的に見ても珍しい、一つの県の中に4つの重要港湾があるという数少ない県であります。

なぜそうなったのかはさておいて、そういう中で、岩手県はいわば重要港湾の今後の整備の方向を特化しております。これは、紛れもない事実であります。大船渡をそういった形で重点的に整備をします。これは県の方針なんです。そういう中で、宮古も重要港湾だ、久慈も重要港湾だ、釜石も重要港湾だというふうなことで、いわば私に言わせると、答えが出ているはずのカーフェリーのいわば誘致ということが県のほうから改め

て示されたという経過なんですよ。

しかし、このカーフェリーは、熊坂さんが市長になるときに最大の公約として、市長に就任をして、いろいろやってきた部分なんです。答えが出ている部分なんです。何が変わったかと言いますと、宮古盛岡間がスピードアップできる、だから今こそ盛岡の物流を宮古に持って来れば従来と違った港湾の活用が期待できる。じゃいつできるんだと、宮古盛岡間90分で行く、いわば供用開始の日はいつですかと、私、国土交通省の担当者に聞きました。わかりませんという答えです。実は、新里まつりのときに会場で国土交通省の職員の方が出て、お二人いて宮古盛岡間の整備について住民の皆さんに説明するコーナーがありました。パネルを示して。ところでいつ使えるんだ、出口はいつなんだと聞いたら、いや、そこが問題です。あちこち手をかけておりますけれども、最終的にいつ、5年後になるのか、10年後なのかははっきりお約束できませんという話なんです。そうすると、このカーフェリーの誘致をここへ掲げること自体私はどうなのかなと。つまり、もっと言えば、重要港湾を維持するために欠かせないということであれば、この分野にこういう政策を入れることで私は十分だ。それとて、なかなか困難だよということをあえて指摘をしたいと思います。

以上です。

○議長（前川昌登君） 田中委員からご意見がございましたが、常任委員会で明記すべきという意見の調整をしておりますので、これはこのとおりの意見として上げたいというふうに思いますが、それでいかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） そのほかご意見ございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） ないようですので、次に基本構想（修正案）及び基本構想の総論について、意見等があれば、挙手願います。

総論はいいのかな。総論についてなければ、この件については、これで終わります。

○

協議事項（２） 議会報告会について

○議長（前川昌登君） 次に、協議事項の２、議会報告会についてですが、事務局より説明させます。

佐々木次長。

○事務局次長（佐々木純子君） では、私から議会報告会について説明をさせていただきます。

１ページ目、議会報告会の基本的な考え方をごらんください。議会報告会も今回で８回目となります。ことしは春には開催しておりませんので、初めての方もいらっしゃると思いますが、各班で打ち合わせの上、よろしく願いいたします。

要点のみ説明をさせていただきます。１の根拠から４のあり方までは説明を省略させていただきますので、後でごらんください。

２ページをごらんください。６．市民への配布資料ですが、議会だより（９月議会号）により、議会の活動状況などを報告していただきます。議会だよりにつきましては、11月15日発行予定となっております。そのほかに議員定数等についての資料、現在作成中でございますので、その資料により説明をしていただきます。

８の報告会終了後の処理についてですが、報告会終了後、概要報告書を提出いただきますが、質問、意見とそれに対する答弁を要約し、12月12日金曜日までに、出席者受付簿と一緒に事務局に提出をお願いいたします。

なお、12日は12月定例会会期中でございます。報告会終了から、3週間を見ておりますので、期限のほうよろ

しくお願いいたします。

次に、3ページと4ページ、これは概要報告の様式となっております。

次、5ページですが、班編成になります。10月7日開催の議会運営委員会において抽選を行いごらんのとおりとなりました。

次に、6ページをごらんください。各班の日時及び場所となっております。この後、各班でそれぞれの役割分担を決めていただきます。ちなみに、5ページと6ページについては、10月7日に皆さんにファックスで報告をしております。

次に、7ページから8ページの会場連絡票をごらんください。各会場の予約申請は済んでおります。皆さんにお願いいたしますのは、各会場の鍵の開け閉めになります。ほとんどの会場は、施設の管理人が鍵を開けますが、そうでない会場もございます。例えば、整理番号の3 鉾ヶ崎学童の家の行の一番右のその他欄をごらんください。鉾ヶ崎学童の家は、今回初めてお借りする施設です。事務局で当日鍵を預かりますので、当日の夕方4班のどなたか、事務局に鍵を取りにおいでください。それから、8ページの8番弘川地区会館ですが、当日朝管理人のお宅から鍵を借りてください。同じく15番門馬地域振興センターも当日の朝に管理人のお宅から鍵を借りてください。鍵の開け閉めをしていただくのは、今お話ししました3会場になります。どの会場でも、その他欄に記載のとおり、いろいろとよろしくお願いいたします。それから、11月ですので、どの会場も暖房使用についてもお願いしておりますので、お帰りの際は火の元の確認などよろしくお願いいたします。

次のページからは、参考として前回第7回の結果をつけてございます。物品等につきましては、11月14日予定の議会、臨時会までに準備いたします。その他不明な点がございましたら、事務局にお問い合わせください。

今回の議会報告会の市民への周知については、11月1日号の広報みやこ、11月15日発行の議会だよりに掲載し、周知いたします。また、みやこハーバーラジオ、市ホームページ、市防災行政無線でもお知らせする予定です。このほかに、各地域協議会委員、自治会長、町内会長、行政連絡員への案内さらに行政連絡員を通じてチラシを回覧いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

事務局からの説明のとおり、各班で役割分担を決めていただきたいと思います。

打ち合わせのため、暫時休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（前川昌登君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

各班で役割分担を決めていただきましたので、事務局より報告願います。

佐々木次長。

○事務局次長（佐々木純子君） それでは、議会報告会の役割分担を発表いたします。

1班、代表者工藤議員、報告者田中議員、記録者今村議員、加藤議員、白石議員、司会者松本議員です。

2班、代表者落合議員、報告者竹花議員、記録者伊藤議員と中島議員、司会者藤原議員です。

3班、代表者坂下議員、報告者須賀原議員、記録者橋本議員と鳥居議員、司会者坂本議員。

4班、代表者長門議員、報告者佐々木勝議員と古舘議員、記録者小島議員と佐々木清明議員、司会者茂市議員です。

5班、代表者高橋議員、報告者内館議員、記録者北村議員と近藤議員、司会者佐々木重勝議員、以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 役割分担も決まりましたので、これから寒い時期にもなりますけれども、何かとお忙しいところを大変ですが、よろしくお願いいたしますと思います。

○

協議事項（3） 被用者年金制度の一元化に伴う議員報酬等について

○議長（前川昌登君） 次に協議事項の3、被用者年金制度の一元化に伴う議員報酬等についてですが、事務局長より説明願います。

上居事務局長。

○事務局長（上居勝弘君） それでは、被用者年金制度の一元化に伴う議員報酬等の届出について説明を申し上げます。資料に入る前に、若干、経緯等について説明申し上げたいと思います。

これまで、厚生年金保険法では、老齢厚生年金の受給権者が国会議員または地方公共団体の議会の議員であることによりまして、年金の支給を停止するという規定はございませんでしたが、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律というのがございます。この成立に伴いまして、この法律の施行後は、国家公務員共済組合法等の共済年金の取り扱いと同様に、老齢厚生年金の受給権者が議員である場合は、議員報酬及び期末手当の額に応じて老齢厚生年金の支給を停止するということになりました。

しかしながら、公的年金の運営業務を行う日本年金機構では、議員である方を特定する情報や議員の報酬月額、期末手当等の額を把握できないため、議員本人から日本年金機構宛での届出が適切に行われなければ、年金が過払いとなってしまいまして、さかのぼって返納しなければならなくなる恐れがございます。そのため、届出漏れを防止する観点から、この間、年金事務所から議会事務局に対して協力依頼がございました。そこで、その内容等につきまして、概要等若干説明をさせていただきたいと思います。

1枚ものの資料をごらんいただきたいと思います。概要でございますが、先ほども申し上げましたが、被用者年金制度一元化法の施行、これは来年、平成27年の10月施行されます。これによりまして、議員報酬や期末手当の額に応じて、老齢厚生年金の一部または全額が支給停止となる仕組みが導入されます。それで、対象となる方々は、届け出が必要となってございます。制度導入前の支給分は、当然、停止対象外でございます。これは、厚生年金のみでございます。国民年金の部分は関係ございません。共済年金の方々は、既に毎年調査はされて一部停止あるいは全額停止となってございますけれども、そういうふうには厚生年金のほうがそうなりますよということになります。

それで、激変緩和措置が設けられるようでございますが、詳細はまだ未定でございます。施行前には決まると思いますが、今のところは10%を上限とする支給停止という案が検討されてございます。激変緩和というのは、例えば、宮古市の議員の場合は、次の改選期までそれまでが、27年10月から次の改選期までが激変緩和の期間というふうな捉え方となっております。

箱の中にございますが、これまでは、というところでございます。老齢厚生年金の受給権者で議員の場合、議員報酬等の額による年金の支給停止はございませんでした。しかしながら、一方で、退職共済年金、これは公務員等であった方々でございますが、この方々が議員の場合は、議員報酬等の額により年金が既に支給停止になってございます。それで、これらの制度の一元化に合わせまして、公平性確保の観点などから支給停止の仕組みを統一するということになりました。

次の年金額でございます。支給停止額の計算方法につきましては、生年月日や年金受給時の年齢、65歳が境目となつてございますが、これによって異なります。目安額は別紙資料、カラーコピーを見ていただきたいんですが、在職中に厚生年金を受けられる方へというカラーコピーのやつですが、この3ページまたは5ページに早見表がございます。これを参考にして計算をしていただきたいと思っておりますけれども、年金月額を年金額を12で除した額になります。それから、総報酬月額相当額ということでございますが、議員報酬の月額プラス1年間の標準賞与額の合計割る12とございますけれども、当議会の場合は、月額、議員さん32万円でございますけれども、これが12カ月分で総報酬が492万5,600円になります。そして、期末手当等の額が、年額108万5,000円でございます。これを12で割って41万466円になりますが、1,000円未満は切り捨てでございますので、41万円が総報酬月額ということになります。これを当てはめて早見表でござらんいただければいいのかなというふうに思います。そうすれば、一部停止あるいは全額停止というふうな部分が出てございます。

届出につきましては、議員さん個人が年金機構に届け出るということになりますけれども、届出書は、議会事務局で一括まとめたと思います。そして、年金事務所のほうへ提出したいと思っております。

届出が必要となるのは次の場合ですということでございます。①新たに議員になったとき、あるいは議員さんが老齢厚生年金を受給することになったとき。それから、期末手当の支給があったとき、報酬に変更があったとき、あるいは議員をやめたときというふうな場合に届出が必要となります。

それで、来年の10月からの施行になりますので、大体来年の4月から5月ごろに手続をしなければならなりません。現在厚生年金をもらっている方々ということになります。来年の10月1日時点で、厚生年金をもらっている56歳以上の議員さん方が対象ということになります。年金をもらって、さらに議員報酬をもらって、さらにどっかにお勤めで給料ももらってという場合は、もうほとんど年金が全額停止になるというふうな状況でございますので、詳しくは、もし該当になる議員さん方詳しく知りたい場合は、年金事務所に直接出かけて行って、議員さんの名刺を出せば手厚く説明されるそうでございます。また事務局でも、これはもう個人の部分でございますが、私は年金幾らもらっているがどうがやという場合は、遠慮なく事務局のほうに申し出ただければ、事務局のほうでも計算して、いろいろこのぐらゐ停止になりますとかあるいは全額停止になりますよというふうに調べてあげたいと思っておりますので、その辺はよろしくお願い申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（前川昌登君） この件について、何か。

落合議員。

○20番（落合久三君） さもないことですが、宮古市議会議員の総報酬月額相当額の計算、ちょっとこのままだところいう数字にならないので、厳密に言えば、括弧32万円掛ける12足す108万円括弧閉じ割る12で41万円です。

○議長（前川昌登君） 上居事務局長。

○事務局長（上居勝弘君） よいところにお気づきになりました。私も今説明しているときに、はたと気がつきました。

これは、32万円は月額でございますが、108万5,000円というのは1年間の期末手当の額でございますので、本来であれば32万円掛ける12足して108万5,000円それを全部12で割るといふ部分が計算式でございますが、41万円というのは間違いではございませんので、その額で早見表を見ていただきたいというふうに思います。

○議長（前川昌登君） この件についてはこれで終わりたいと思っております。

○

協議事項（４） その他

○議長（前川昌登君） 次に、その他ですが、事務局より連絡があります。

佐々木事務局次長。

○事務局次長（佐々木純子君） それでは、連絡をいたします。事務局からの連絡事項は２点でございます。

１点目は、11月10日から11日に開催されます岩手県市議会議員研修会と八幡平市議会との合同研修会についてでございます。10日の午前10時半にマイクロバス２台で市役所を出発いたしますが、106号沿線の方で途中乗車をされたい方は、きょう中に事務局に連絡をお願いいたします。

なお、今回の研修に係る経費は、全て市政調査会で負担する予定でございましたが、黒石市との合同研修会と秋まつりに想定以上の支出が生じたことから、予算が不足する可能性がございますので、今回、一人3,000円の参加負担金を当日徴集したいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、研修会には全議員が出席予定となっております。もし都合が悪くなった方がおりましたら、申し込みなどの関係もでございますので、きょう中に事務局まで連絡をいただければと思います。

２点目です。11月から12月定例会にかけての日程表、A４両面印刷の１枚物をお配りしております。

主な日程は、11月が10日と11日の研修会、14日と裏面26日の臨時会、18日から22日までの議会報告会となります。12月定例会は、12月10日開会、19日閉会の予定となっておりますので、それぞれスケジュールの確保をよろしくをお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（前川昌登君） ほかに、何もなければこの件についてはこれで終わります。

○

閉 会

○議長（前川昌登君） これをもって、議員全員協議会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前11時03分 閉会

○

宮古市議会議長 前川昌登